

委員からの質問

【追加資料】

番号	資料番号	頁等	質問内容	委員名
1	資料 1 - 1	P1 < 1 教育の支援 > (1) スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーの専門性ある実践ができるように養成研修を制度化する等の必要があるかと考えます。(スクールソーシャルワーカー対応の管理職・スクールソーシャルワーカー本人)	正部家委員
2	資料 1 - 1	P1 < 1 教育の支援 > (5) 生活困窮世帯等への学習支援	生活困窮世帯等への学習支援に合わせて「社会的居場所づくり」の支援も必要かと思えます。支援の対象者は、就学中の児童・生徒・学生等や中途退学者です。	正部家委員
3	資料 1 - 1	P2	第2次青森県子どもの貧困対策推進計画では、「教育の支援」「1 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築」(1)イ「現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めるため、研修における関連講習、校内研修等を促進します」とあるが、「個別事業」には関連する内容がなく、2 施策の基本方針 1 においては、反映されていない。先行研究からは、非常勤のスクールソーシャルワーカーが配置されても、児童生徒に直接接する教員がゲートキーパーになることがわかっており、教員の理解が進まなければ、せっかくのスクールソーシャルワーカーも活用されにくいといえる。教員の理解を進めるための研修についてきちんと言及し、取組を進める必要があるのではないかと。また、教育と福祉の連携を進めるために、あおり地域の子どもの支援ガイドブック(R2年3月作成)などをもっと活用してもらうことはできないか。	吉田委員
4	資料 1 - 1	P4 < 3 保護者に対する就労の支援 >	非正規労働でトリプルワークなどをこなすひとり親がいる現状からは、就労の支援は、子どもが家庭で受けられるケアとのバランスを意識して進められる必要があり、その点で、経済的支援とのセットが欠かせない。支援窓口では、就労支援と経済的支援について、総合的に相談できる体制になっているか。	吉田委員
5	資料 1 - 1	P6 < 1 教育の支援 > (4) ② 県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援	各大学・各専門学校・高等専門学校も追加対象になることはできないでしょうか。	正部家委員

番号	資料番号	頁等	質問内容	委員名
6	資料1-1	P6 <1 教育の支援> (5) 特に配慮を要する子どもへの支援	次子どもさん方への支援も必要かと思ひます。 ○中途退学者などへの社会的支援を要する子ども ○養育機能の弱い子ども等への支援 ○家庭不和により子ども自身が日常生活に支障がある ○特性をもつ義務教育を終えた制度につながらない子ども	正部家委員
7	資料1-1	P6 <3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>	第2次計画から「新型コロナウイルス感染症等の影響への支援」でも就労支援が追加されたが、精神疾患等への対応の項目がないが、この影響で休職している保護者も多い。既に県でも取り組んでいる分野と思われるので、項目として追加することで、子どものいる人の精神保健の充実が図られるのではないか。	葛西委員
8	資料1-1	P6 <3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>	就学援助制度、母子寡婦福祉資金など、既存の制度の周知が弱いことにどう対応するのか。取組の方針に改善がないまま、計画が進んでいるようにしか見えず、これらの既存の制度の周知をどのように具体的に図っていくのか、方針をお示しいただきたい。	葛西委員
9	資料1-2	資料1-2	・生活保護世帯の子どもの高校中退率 「改善」との評価だが、直近では揺り戻しがあるように見受けられるが、どうか。 ・児童養護施設の子ども（高卒）の就職率が低下、進学率が上昇 進学率の上昇は改善ではあり望ましいが、昨年度の変化の背景にコロナの影響はないか。 ・就学援助制度に関する周知状況 入学時に大きく低下した理由が知りたい。 周知資料の読みやすさへの配慮などはなされているか。 (やさしい日本語の使用、記入例や添付資料の実物や入手方法等のわかりやすい説明) ・母子父子福祉資金周知度 「新型コロナウイルス下のひとり親家庭の実態調査」では、福祉資金の貸し付け（2件）より、民間金融機関からの借金（5件）の件数が多かった。「利用しやすさ」に配慮した周知が望まれるのではないか。	吉田委員

番号	資料番号	頁等	質問内容	委員名
10	資料 1 - 3	P1 <スクールソーシャルワーカー配置事業>	<p>今後もスクールソーシャルワーカーが学校現場にて必要とされるための福祉の専門性を修得できるための研修を実施する必要があるのではないか。</p> <p>青森県のスクールソーシャルワーカーについて、研修費がなく研修は自費で県外の研修やオンラインにて行っている。現場実践に必要な研修を通して児童生徒学生に関わる専門機関と一緒によりよい生活ができるようにスクールソーシャルワーカー等が標準化の対応ができることが必要なのではないかと考えています。</p>	正部家委員
11	資料 1 - 3	P3	<p>3 で述べたように、教員研修等が実施事業に含まれていない。今後入れることは検討しないのか。</p>	吉田委員
12	資料 1 - 3	P3 <進学力を高める高校支援事業>	<p>中教審「令和の日本型教育」においても、「高校の福祉的機能」が言及されている。青森県では全国の一般的な傾向と異なり、成績上位校の中退率が必ずしも低くないという傾向がみられる。一部の進学校では課題の多さについていけず中退する生徒もいると聞く。大学進学の実現は重要だが、それが中退を生んでいるとしたら、検討が必要だろう。生活保護家庭だけでなく、すべての高校において、進学した高校で学び続けられることと大学進学の実現の両立が必要ではないか。この点について、どのように意識されているか。</p>	吉田委員
13	資料 1 - 3	P25 <子ども・若者を地域で支える体制強化事業>	<p>県内 3 地域ネットワーク会議について、対象になる当事者の方々によりよくなる話し合いができるように必要な機関の横のつながりができるように個人情報を守り学校現場にも情報提供していただきたいですが、どのように把握できるか御教示いただきたいです。</p>	正部家委員
14	資料 1 - 3	全体	<p>高校の再編統合が進むことにより、人口減少が激しく保護者の就労環境も厳しい地域で、自宅から通うのが困難、あるいは、通学費用が高額になることにより、困窮家庭の子どもが進学がさらに厳しくなる可能性があると考えられる。この点について、関連事業にはみつけられなかったが、対策が取られているのであれば、教えていただきたいし、子どもの貧困対策としても関連事業に位置付けるべきではないか。</p>	吉田委員

番号	資料番号	頁等	質問内容	委員名
15	資料2	P1	母子寡婦福祉資金の利用率が低い要因が認知度だけなのか、分析が必要ではないか。貸付である以上、返済能力などの審査があると思われるが、民間の金融機関に比べてより緩やかで利用しやすいものになっているか。 「新型コロナウイルス下のひとり親家庭実態調査」において、「ひとり親はちょっと…」と企業から内定を覆された事例があった。「事業所の理解促進」とあるが、インセンティブが表彰制度（5ページにも関係）だけで十分か、検討が必要ではないか。（3ページのⅢ（3）の「協力要請」の在り方ともかかわる）。	吉田委員
16	資料2	P4	養育費に関する法律相談、同行支援はぜひ拡充してほしい。	吉田委員
17	資料2	全体	ひとり親家庭の未成年者の16歳以上の子に対して在宅生活において養育機能が弱い家庭の際、「家にいるのが辛い。」と話すケースがある。2014（平成26）年から毎年2～3ケースみられる（社会的養護につながったケースも含む。） 一時的に短期間宿泊できる居場所づくりの中で、親子が物理的に距離を置くことで、お互いが気持ちを持ち直すサポート体制の居住支援などの社会的支援について、具体的な支援場所があれば御教示ください。	正部家委員
18	資料2	全体	市町村行政やひとり親家庭対象の相談機関に自分で相談できる人、自分で仕事を見つけよう、スキルアップしようという人への支援の充実を図る内容となっている。これだけでは状況は改善しない時代に入っていると感じている。SNSなどの相談ツールの充実はもちろんだが、窓口において対応するだけにとどまらず、アウトリーチや伴走支援も必要。	葛西委員
19	資料2	全体	ひとり親家庭に限らないが、子育て家庭にLINE等で情報発信している自治体が県内にもある。市町村別の県内の実施状況を教えていただきたい。	葛西委員

番号	資料番号	頁等	質問内容	委員名
20	資料3-1、 3-2	全体	<p>家庭状況において、両親の離婚調停が奨学金提出期間にかかっている際、手続きがスムーズに運ばないケースがあります。</p> <p>ひとり親家庭の他、両親が離婚調停等になっている家庭もスムーズに活用できる制度なのか。学校や社会的養護にかかわる関係者が制度を把握する周知方法があれば御教示いただきたいです。</p> <p>また、大学の編入学や高等専門学校5年生の方が専攻科や大学の編入の際も対象となるのでしょうか。</p> <p>民間の奨学金なども家庭環境によって課税証明書等出願書類のサポートが必要な世帯もあります。書類を揃えられず出願を断念しないようにサポート方法を関係機関（学校・福祉関係者）が情報共有できる方法があれば御教示いただきたいです。</p>	正部家委員
21	資料3-1、 3-2	全体	<p>県内の高等学校を対象としたアンケート結果にもある通り、以下の事項について見直しを検討すべきと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員に就労した場合でも免除の対象にする ・短期大学・専門学校進学者に対しても広げる ・成績基準を下げる（4.0 → 3.5） ・関心を持ちやすいチラシの作成 	渡辺委員
22	資料3-1、 3-2	全体	<p>青森県育英奨学金の出願条件で、評定平均4.0以上という条件は厳しすぎる。一般に、困窮家庭で育つ子どもは教育にお金をかけられず、学力を支える家庭の文化資本が乏しいなど、高校に行くまでに学力が伸ばし切れていないことが少なくない。実際に活用できなかった生徒もあり、高校の意見も聞きながら見直すことが望ましいと考える。</p> <p>県内に残って働く若者を、ということであれば、県内で高い需要のある分野の短大・専門学校を対象とするのが合理的ではないか。</p> <p>手続きについても、高校現場の声を反映して、簡素化するなどの取組を進めてほしい。</p>	吉田委員